



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月1日金曜日 第1817号

◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	1013
保安林の皆伐面積の限度の公表.....	1013
道路の区域変更（県道岩城環状線）.....	1015
落札者等の告示.....	1015

公 告

争議行為の通知の公表.....	1016
-----------------	------

公安委員会告示

愛媛県公安委員会が認める交通誘導警備業務.....	1016
---------------------------	------

公営企業告示

落札者等の告示.....	1016
--------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	秦 益 美	新居浜市萩生2924 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	曾我部 友 喜	新居浜市萩生2919

○愛媛県告示第1703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市妻鳥地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年12月1日

○愛媛県告示第1704号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成18年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	内 海 敏 雄	四国中央市妻鳥町2201番地
"	高 橋 裕	四国中央市妻鳥町2339番地
"	南 敏 雄	四国中央市妻鳥町2566番地の1
"	南 新太郎	四国中央市妻鳥町2843番地の2
"	石 村 廣 美	四国中央市妻鳥町1841番地の1
"	篠 原 茂 市	四国中央市妻鳥町1366番地
"	石 川 雅 弘	四国中央市妻鳥町1482番地の6
"	渡 辺 勝 昭	四国中央市妻鳥町1515番地
"	篠 原 良 孝	四国中央市妻鳥町1056番地の1
"	篠 原 繁 樹	四国中央市妻鳥町930番地の6
"	石 川 和 彦	四国中央市妻鳥町914番地の4
"	篠 原 祥 一	四国中央市妻鳥町312番地の1
"	守 谷 幸 茂	四国中央市妻鳥町124番地
"	森 實 重 隆	四国中央市妻鳥町72番地の1
"	白 川 満 男	四国中央市川之江町60番地の2
監事	石 川 義 照	四国中央市妻鳥町918番地の1
"	井 川 眞 治	四国中央市妻鳥町2670番地
"	石 川 博 之	四国中央市妻鳥町1232番地の1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	内 海 敏 雄	四国中央市妻鳥町2201番地
"	石 村 春 重	四国中央市妻鳥町2386番地の3
"	南 新太郎	四国中央市妻鳥町2843番地の2
"	石 村 廣 美	四国中央市妻鳥町1841番地の1
"	篠 原 茂 市	四国中央市妻鳥町1366番地
"	高 橋 道 弘	四国中央市妻鳥町1316番地1
"	篠 原 一 男	四国中央市妻鳥町1423番地
"	篠 原 良 孝	四国中央市妻鳥町1056番地の1
"	佐 藤 博	四国中央市妻鳥町627番地
"	石 川 義 照	四国中央市妻鳥町918番地の1
"	篠 原 祥 一	四国中央市妻鳥町312番地の1
"	守 谷 幸 茂	四国中央市妻鳥町124番地
"	森 實 重 隆	四国中央市妻鳥町72番地の1
"	横 尾 晟 一	四国中央市川之江町23番地の3
監事	高 橋 正 廣	四国中央市妻鳥町627番地の3
"	井 川 眞 治	四国中央市妻鳥町2670番地
"	石 川 健	四国中央市妻鳥町1236番地の1

愛媛県知事 加 戸 守 行

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	565.65	四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。)、四国中央市新宮町、新居浜市(別子山に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	20.46	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水 源 か ん 養 保 安 林	366.84	新居浜市(別子山を除く。)、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。))に限る。)、四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。)、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	816.29	
中 山 川	水 源 か ん 養 保 安 林	208.36	西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。))を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	262.96	
今 治 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	59.44	今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	345.09	
重 信 川	水 源 か ん 養 保 安 林	246.52	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	578.77	
小 田 川	水 源 か ん 養 保 安 林	20.72	喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川(一部を除く。))に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	69.49	
肱 川	水 源 か ん 養 保 安 林	720.25	大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	86.95	
八 幡 浜 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	8.57	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	47.53	
宇 和 島 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	622.23	宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	118.40	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	17.90	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.78	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	1.08	松山市(中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四 万 十 川	水 源 か ん 養 保 安 林	543.30	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	37.25	
仁 淀 川 上 流	水 源 か ん 養 保 安 林	967.10	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	37.25	
東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町

				小川山、金砂町平野山に限る。) 、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。)
中	予	干害防備保安林	4.14	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
南	予	干害防備保安林	17.04	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。)
東	予	保健保安林	17.80	新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。)
今治地区		保健保安林	29.34	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)、今治市玉川町、波方町
中	予	保健保安林	13.70	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)
八幡浜～肱川		保健保安林	15.17	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川		保健保安林	3.74	宇和島市(吉田町、三間町、津島町を除く。)、北宇和郡松野町
弓削地区		保健保安林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第1705号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	岩城環状線	越智郡上島町岩城3368番2から 同町岩城3394番2まで	旧	メートル 5.5~31.0 17.5~45.0	キロメートル 0.105 0.180	
			新	17.5~45.0	0.180	

○愛媛県告示第1706号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
交通管制センター中央装置の借上げ一式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成18年11月16日	住商リース株式会社四国支店 高松市番町一丁目6番1号	144,690円(月額)	一般競争入札	平成18年10月6日

公 告

○ 公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年11月21日あったので公表する。

平成18年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成18年度年末一時金、その他に関する事項
- 2 日時 平成18年12月4日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院
(今治市高市甲 786 - 13)
財団法人正光会宇和島病院
(宇和島市柿原1280番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第1号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第

20号)第2条の表の5の項の上欄の規定により、愛媛県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

番号	路 線 名	区 間
1	一般国道11号	愛媛県の全域
2	一般国道33号	愛媛県の全域
3	一般国道56号	愛媛県の全域
4	一般国道196号	愛媛県の全域
5	一般国道197号	愛媛県の全域
6	一般国道317号	松山市勝山町一丁目19番地4先から 今治市波止浜四丁目722番地1先まで
7	一般国道378号	愛媛県の全域

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年12月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県立今治病院医事システム一式 (月額賃借料/県立今治病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成18年11月10日	日本電子計算機株式会社営業本部 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	1,396,080円	一般競争入札	平成18年9月29日